

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1 防災啓発

(1) 住民等への防災啓発 【糸魚川市、新潟県、新潟地方気象台】

噴火時等において円滑に避難誘導等を行うために、平常時から火山地域に暮らす住民の防災意識の向上を図ることを目的とし、協議会の各構成機関が連携し、住民を対象とした火山防災マップの周知や防災講演会、学校における防災教育等の取組みを積極的に進めることとする。

(2) 登山者等への防災啓発 【市村、県、地方気象台】

火山地域を訪れる登山者等は、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要がある。そのため、火山の知識や噴火時等のリスク・防災対応、登山届の提出義務化等について周知を図ることを目的として、登山者向けパンフレットの作成・配付やポスターの掲示、現地看板の設置などの広報活動を積極的に進めることとする。

2 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に、かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が、住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画に習熟しておくことが重要である。また、訓練を通じて、避難計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うこととする。

糸魚川市は、協議会の関係機関と連携して、住民避難等の火山防災訓練を行うものとする。協議会は、図上訓練及び情報伝達訓練を実施するものとする。